

総行行第203号
平成23年11月15日

各都道府県総務部長 殿
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

避難住民に関する特定の事務の告示等について（通知）

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき、指定県及び指定市町村から避難住民に関する特定の事務（法律又は政令により指定市町村又は指定県が処理することとされている事務のうち避難住民に関するものであって、当該団体が処理することが困難であるもの）の届出があり、同条第3項の規定に基づき、平成23年11月15日付けで当該事務を告示しました。

今般告示された事務（以下「特例事務」という。特例事務の範囲については別添告示を参照。）については、今後、法第6条第1項の規定に基づき指定県又は指定市町村から避難住民の避難場所等を通知することにより避難先団体が処理することとなります。貴職におかれては、下記事項に留意の上、法の適切な運用について格別のご配慮をいただくとともに、貴都道府県の関係部局及び貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 避難住民に係る事務処理の特例等に関する事項（法第6条及び第7条関係）

避難先団体において特例事務を処理するにあたり、一定の準備期間が必要となることから、特例事務の告示の施行日を平成24年1月1日としていること。法に基づく避難住民の避難場所等の通知については告示の施行後に行われることとなるが、指定県及び指定市町村は、平成23年11月15日以降、避難先団体における

事務処理の準備のため、避難住民の避難場所等の情報その他の事務処理に必要な情報を、個人情報取り扱いに留意の上、提供されたいこと。告示の施行日までの間の指定県又は指定市町村からの事務の引継ぎ等について遺漏のないよう準備を行われないこと。

なお、事務の引継ぎにあたっての留意事項や、国庫補助負担金の交付先を避難住民に係る事務を処理した避難先団体とする際の手続等については、関係各省から各都道府県に対しできるだけ早期に助言するよう依頼しているところ。当該助言があった場合には、市町村担当課を含む関係各課において情報を共有すること。

第2 避難住民に係る事務処理の特例に係る費用に関する事項（法第9条関係）

特例事務の処理に要する経費については、国庫補助負担金については避難住民に係る事務を処理した避難先団体に交付することとし、また、避難先団体において新たに生じる負担については、所要の地方財政措置を講じることとしており、今年度は所要の特別交付税措置を講じる予定であること。

第3 避難住民に対する役務の提供に関する努力義務に関する事項（法第10条関係）

法第10条第1項の規定により、避難先団体において住民に対して行っている役務の提供であって法律又は政令により処理することとされている事務に係るもの以外のものについては、避難住民に対しても行うよう努めることとされたことから、避難住民に対する役務の提供についても配慮をされたいこと。

第4 東日本大震災に係る避難者に対する役務の提供に関する措置に関する事項（法附則第3条関係）

特例事務とされた事務については、避難住民以外の者であって、東日本大震災の影響によりその属する市町村の区域外に避難することを余儀なくされているもの（以下「区域外避難者」という。）に係る事務処理についても困難である場合が想定されることから、必要に応じて地方自治法上の事務の委託を行うなど、避難元団体又は避難先団体において適切に処理するよう配慮されたいこと。

避難先団体において住民に対して行っている役務の提供であって法律又は政令により処理することとされている事務に係るもの以外のものについては、法第10条第1項の趣旨を踏まえ、区域外避難者に対する役務の提供についても配慮をされたいこと。

第3及び第4で示した法第10条第1項及び附則第3条の規定に基づく事務処理に関して新たに生じる負担を含め、今年度、避難者の受入れに要する経費や被災団体における特別の財政需要について、所要の特別交付税措置を講じる予定であること。